

補償金請求権付与の是非について

平成 28 年 8 月 25 日

前田 健

補償金請求権付与の是非に関して、本日の小委員会を欠席のため、書面にて下記の通りに意見を申し述べます。

【補償金請求権付与の是非についての基本的な視点】

- 著作物を、その本来の用途に従って利用する行為については、著作権者に対価が支払われるべきである。そのような行為について権利制限規定を設ける場合、補償金請求権を付与する方が望ましい。
- しかし、その利用に対する対価の額が軽微であると評価できる場合については、補償金請求権を付与する必要はない。著作権者と利用者との間で、利用を許諾する合意の成立が不可能又は著しく費用がかかる場合において、その利用に係る対価の額がその費用に比して小さく、その対価を与えないとしても著作物の創作を奨励するという著作権法の目的を損なわない場合には、無償で著作物の利用を認めたほうが、著作権法の目的に沿うものと考えられる。
- 軽微な利用かどうかという視点とは別に、最終的な補償金請求権付与の是非は、教育の情報化を推進するために必要な著作物の利用を促進するという目的を達することができるか否かによって判断されるべきである。

【補償金請求権を付与すべき著作物の利用について】

- 同時送信、異時送信、複製という行為類型と著作物の利用が軽微か否かについて、一定程度の相関はあるが、明確な関連はない。技術の発展に伴い、それらの利用は総体としてみれば、いずれも軽微とはいいがたいものとなっており、個別的に見ても軽微とはいいがたい利用が相当程度含まれるようになっている。このような観点からは、すべての行為類型に対し、補償金請求権を付与することが望ましいといえる。
- 一方、相対的には、異時送信と比べて同時送信、複製は軽微といいうるから、既存の秩序を尊重し、著作物の利用促進という法目的を達成するという観点からは、現状では無償の行為類型には補償金請求権を付与せず、新たに権利制限を設ける行為類型にのみ付与するという考え方も正当化する余地がある。

技術の発展に伴い、授業の過程において、様々な形態による著作物の利用が技術的に可能となった。それらの利用は、仮に一つ一つが軽微だとしても、総体としては、著作権者にとって本来は対価が支払われるべき、軽微とは評価しがたい利用であると考えられる。それらの利用が軽微とは評価しがたい理由は、①デジタル化等により良質のコピー（※著作権法上の複製物に限らない）を容易に作成できるようになったこと、②作成されたコピーは高頻度に総量としては大量に配布できること、にあると考えられる。

異時の公衆送信は、特に②送信される頻度や総量が大きくなることから、基本的に軽微とは評価しがたいと思われる。その一方で、35条2項の対象となっている同時公衆送信は、

時間的場所的制約のため②送信の頻度・総量は限定的であり、また、複製についても物理的な制約があるため、同じく②配布の頻度・総量は比較的限定的であると考えられる。したがって、異時送信の方が、同時送信・複製より、著作権者に対する影響が大きい傾向がある。しかし一方で、デジタル技術の発展により、①良質のコピーをしかも容易に作成できる状況は、著作権法制定時と比較すれば、著しく増加していることは間違いない。異時の公衆送信を伴わない複製に限っても、少なくとも現状では、総体としては軽微とはいえないように思われる。

以上によれば、同時送信、異時送信、複製という行為類型のいかににかかわらず、総体としてみればその利用は軽微とはいえない状況があるといえる。諸外国においても、複製、公衆送信といった単純な行為類型によって、補償金請求権の有無を切り分けている例は見当たらない。したがって、上記の行為類型のいずれもが総体としては軽微ではなく、個別적으로見ても相当程度の軽微ではない利用が含まれているとすれば、一律に、補償金請求権の対象とする方策も理論的には充分妥当なものと評価しうると考えられる。

一方で、従来無償であったもの有償にすることは、無償で複製・同時送信は可能としてきた教育現場に対して大きな混乱をもたらすおそれがある。そうだとすると、教育の現場における著作物の利用を促進し、教育の質を向上させることにより文化の発展を達成するという法改正の目的が達成できないおそれがある。また、相対的に複製・同時送信は総体として異時送信より軽微であり、個別적으로見ても、異時送信には軽微とはいえないものが多く、同時送信及び複製には、相対的に軽微なものが多いという傾向が存在するという見解にも首肯しうるものはある。たとえば複製には、文献全体の複写・配布という必ずしも軽微ではない利用も含まれる一方で、教室における黒板への筆記、ノートへの筆写など極めて軽微な利用も含まれている。

これらを踏まえれば、現状無償のものはそのままにし、新たに設ける権利制限についてのみ補償金請求権を付与するという方策も、選択肢としては否定されない。

【補償金の徴収分配の仕組みについて】

○ 手続費用を極力抑えた効率的な仕組みにより運用されるべきである。

本立法の目的は、あくまで教育の過程における著作物の利用を促進することにあるから、補償金請求権の行使にかかる手続きの費用を十分に小さいものとする仕組みになることが求められる。そこでは、個々の事案における個別具体的な妥当性よりも制度全体としての効率性の方が重視される場合もあると考えるべきである。そもそも補償金請求権についても、各利用における個別具体的な妥当性を捨象し、行為類型によって一律に補償金請求権を付与とするのは、少なくとも著作権者と利用者各人の利益は確保しつつ、効率的な制度運営を達成し、文化の発展という究極の目的に資するためである。補償金の額の決定及び徴収・分配決定の仕組みの構築についても、同様の視点が求められると考えられる。

以上